

「すまい給付金」をご存知ですか？ ～ 国土交通省 ～

平成 25 年度税制改正により、「消費税率引き上げに伴う住宅取得に係る給付措置」、「住宅ローン減税の拡充等の税制上の措置や給付措置」が施行されることとなりました。

国土交通省では、消費税率 8% で住宅（新築・中古）を購入した人を対象に、収入に応じて最大 30 万円を受け取れる「すまい給付金」制度を実施しています。

購入した住宅の引き渡し日から 1 年以内であれば申請が可能です。

この申請は登記上の持ち分所有者ごとにするもので、収入のない専業主婦でも持ち分があればそれに乗じた額を受け取れます。

住宅ローン減税との併用も可能となりますが、別申請になります。

詳しくは、国土交通省のホームページを閲覧してください。www.mlit.go.jp

（国土交通省広報から）